令和７年４月１日

福島ロボットテストフィールド共通使用規約

本規約は予告なく変更する場合があるので、必ず最新情報を確認すること。

第一条＜目　的＞

本規約は、福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という）が定める福島ロボットテストフィールド施設使用約款（以下「約款」という。）第２条で規定する施設、附属設備及びその他の設備のうち約款別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用する者（約款第６条第１項前段の規定による承認を受けた者及び同項後段の規定による変更の承認を受けた者（以下これらを「使用者」という。））、使用者と共同して施設等を使用する者、使用者からの依頼により施設等を使用する者及び使用者が主催する行事等に参加して施設等を使用する者（以下これらを「使用関係者」という。）が、施設等を使用するに当たり遵守すべき事項等について、約款の範囲において、その詳細を定めるものである。

第二条＜使用の承認手続＞

使用の承認の申請に当たっては、約款第７条第１項で規定のある「福島ロボットテストフィールド使用承認申請書」のほか、同様式備考５で規定する管理業務の実施者が内容確認のため必要と認める場合は、使用の目的・内容実施体制、スケジュール等の詳細を記載した「使用計画書」を提出すること。

２　申請は、本規約に同意の上、行うものとし、申請をもって本規約に同意したものとみなす。

３　承認を受けた事項を変更しようとするときは、約款第８条第１項で規定のある「福島ロボットテストフィールド使用変更承認申請書」及び変更後の「使用計画書」（内容に変更が有る場合のみ）を提出すること。

４　使用開始日の前日までに使用計画及びその他必要な事項について、管理業務の実施者と協議を行うこと。なお、福島ロボットテストフィールドの敷地（以下「敷地」という。）の外で無人航空機の飛行を行う場合、その他管理業務の実施者が必要と認める場合は、必ず面談により協議を行うこと。

５　使用者は定められた期限までに約款で定める使用料を納めること。

６　使用の承認又は使用の変更の承認に係る使用を取りやめようとするときは、速やかに書面でその旨を管理業務の実施者に届け出ること。

第三条＜承認書の携帯等＞

使用責任者は、「福島ロボットテストフィールド使用（使用変更）承認書」を携行し、管理業務の実施者から請求があったときは、それを提示すること。また､管理業務の実施者が配付する入場証及び本人確認書類（自動車運転免許証等）を使用者及び使用関係者全員が携行し、管理業務の実施者から請求があったときは、それを提示すること。

２　敷地内に駐車する際は（研究棟の駐車場に駐車する場合を除く。）、駐車許可証を車内前方の見やすい場所に掲示すること。

第四条<権利義務の譲渡等>

施設等を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

第五条<使用開始及び原状回復>

使用する当日は、施設等の使用を開始する旨を管理業務の実施者に連絡し、その確認の下、使用を開始すること。

２　施設等の使用を終了したときは、直ちにこれを原状回復するとともに、管理業務の実施者へ終了の報告を行い、その確認を受けること。

３　備品等を移動させた場合は、所定の位置へ戻すこと。

第六条<禁止事項>

次の事項に該当する行為を行ってはならない。また、管理業務の実施者が次の事項に該当する行為として認め、施設等の使用の中止や敷地からの退去などを命じた場合は、直ちにその指示に従うこと。

(1) 約款、本規約、その他関係法令に違反する又はそのおそれがある行為

(2) 関係官公署の指示に反する行為

(3) 申請書、使用計画書の内容と異なる使用

(4) 使用の承認に付した条件に違反する使用

(5) 偽りその他不正な手段により承認を受けた使用

(6) 飲酒後の敷地への入場又は敷地内での飲酒（ただし、飲酒運転防止策を講じた上で酒類の提供を伴う催しものを開催する場合等、管理業務の実施者の許可を得た場合を除く。）

(7) 所定の場所以外での喫煙又は飲食

(8) ごみの投棄（試験等の実施、又は飲食に伴い発生したごみを含む。）

(9) 薬物、体調不良等により正常な判断ができない状態で施設等を使用する行為

(10) 集団的に又は常習的に、暴力的不法行為、反社会的行為などを行うおそれがある組織の利益になる行為

(11) 他の使用者の同意なく他の使用者や使用関係者、又はその持込機器等を撮影その他

の記録を行う行為

(12) 他の使用者や使用関係者に危害又は迷惑（他の使用者が設置した機器に設置者の許可なく触れる行為を含む。）を及ぼす行為

(13) 管理業務の実施者の運営を妨害する行為

(14) 管理業務の実施者の許可なく物品販売又は頒布、撮影（使用承認に伴うものを除く。）、募金行為、宗教活動、政治活動等を行う行為

(15) 管理業務の実施者の許可なく使用承認を受けた施設以外に機材を設置し、ロボット等を進入させる行為

(16) 管理業務の実施者の許可なく次の区域に立ち入る行為

ア　使用の承認を受けていない施設

イ　使用の承認を受けた施設に移動するための道路以外の道路

ウ　研究棟のうち共用部以外の区域

エ　その他管理業務の実施者が指定した立ち入り禁止箇所

(17) 福島ロボットテストフィールドの施設、附属設備、資料等を毀損し、若しくは汚損する行為又はそのおそれがある行為

(18) 音、振動、臭気の発生等により、福島ロボットテストフィールド周辺に迷惑を及ぼす行為又はそのおそれがある行為

(19) 管理業務の実施者の許可なくたき火その他火気を用いる行為

(20) 管理業務の実施者の許可なく敷地内へ危険物その他第三者に危害を及ぼすおそれがある機器等を持ち込む行為

(21) 災害その他事故により施設等の通常使用ができなくなった場合に使用を継続する行為

(22) 福島ロボットテストフィールドにおける秩序を乱し、又は公序良俗を害するおそれがある行為

(23) 管理業務の実施者の許可なく、道路、歩道、その他施設通路等の通行を妨げる行為若しくは扉、出入り口又はシャッターの開閉を妨げる行為

(24) 宿泊する行為

(25) 管理業務の実施者の許可なく法令に基づく免許等を必要とする設備、機器を使用する行為

(26) 管理業務の実施者の許可なく、施設等の仕様の範囲を超えて使用する行為、設備の移動及び改変を行う行為及び取扱説明書等で定めた操作以外の操作を行う行為（電源の遮断、持ち込みUSB機器やLANの接続等）

(27) 管理業務の実施者の許可なく高所から物を落下させる行為

第七条＜遵守事項＞

次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 約款及び本規約を遵守すること。

(2) 航空法、電波法、道路交通法その他の関係法令を遵守すること。

(3) 管理業務の実施者の指示に従うこと。

(4) 使用責任者は、施設等の使用に関する全てについて責任を持ち、使用計画書の内容を使用者全員に周知徹底の上、安全管理を行うこと。

(5) 使用者の責任において防災、防犯等の安全対策を講じること。特に車両から離れる際は施錠すること。

(6) 施設からの避難方法、防災設備の位置及びその使用方法を事前に把握すること。

(7) 安全装備等の着用、その他必要な安全対策をとること。

(8) 使用者又は使用関係者が持ち込む機器は、施設等での使用の前に正常に動作することを確認した上で使用すること。また、当該機器を使用者又は使用関係者以外が使用しないよう、保管管理を徹底すること。

(9) 人の死傷、第三者の物件の損傷、使用時におけるロボット等の紛失又は他のロボット・航空機との衝突若しくは接近等の事故が発生した場合には、負傷者の応急処置その他の必要な処置を講じるとともに、管理業務の実施者に直ちに連絡すること。また、事故現場の撮影記録などを含む事故報告書を管理業務の実施者に速やかに報告すること。

(10) 人の死傷、第三者の物件の損傷などの事故が発生した場合には、使用者の責任において所管する警察署、消防署その他の必要な機関に直ちに連絡すること。

(11) 事故が発生した場合には、使用者の責任において事故を起こしたロボット等又は機器を回収すること。

(12) 事故により第三者に損害を与えた場合には、使用者の責任において第三者と協議し、解決を図ること。

(13) 火災事故が発生した場合には、火災報知器の作動、初期消火活動その他の必要な処置を講じるとともに、管理業務の実施者に直ちに連絡すること。

(14) ロボット等の消耗部品やごみ、その他の不要物は、全て使用者の責任で持ち帰ること。なお、使用者がそれを怠り、管理業務の実施者がその処理を行ったことにより発生した費用は、全て使用者の負担とする。

(15) 福島ロボットテストフィールド構内道路における車両の制限速度は３０㎞/hとする。（ただし、管理業務の実施者の許可を得て走行する場合を除く。）

(16) 敷地内の道路を通行する際、ロボット等の飛行、走行等があるとして注意喚起がなされている部分においては、周囲の状況を確認し、近傍をロボット等が飛行、走行等している場合には通過するまで待機または迂回すること。

(17) 使用場所から離れる場合は扉等の施錠、消灯を行うこと。

(18) 使用の承認を受けた施設において車両やロボット等を走行させる際は、当該施設内の走行範囲に第三者が入らないよう措置を講じること。
(19) 施設等は仕様及び性能を十分に確認、把握した上で使用すること。
(20) 動作中の設備等へ接近する場合は、事前に操作者の許可を得ること。
(21) 運送事業者に依頼した荷物の搬入・搬出の際に使用者が立ち会えない場合には、事前に管理業務の実施者に相談すること。
(22) 使用時に貸与した鍵・カードキーは使用者が各自で厳重に保管すること。また、鍵及びカードキーを紛失した場合は直ちに管理業務の実施者に申し出ること。
(23) ロボットの予期せぬ動きに伴う事故等に備え、必要に応じ保険に加入すること。
(24) 施設等に異常が生じた場合は、直ちに管理業務の実施者に連絡すること。
(25) 高所作業を行う場合、事前に管理業務の実施者に連絡し、必要な安全装備を必ず着用すること。
(26) 備品を施設から持ち出す場合及び共用部に設置された機器を設置場所から移動させる場合、必ず管理業務の実施者の許可を得ること。
(27) 施設等を用いて敷地外で試験等を行う場合、事前に管理業務の実施者及び関係機関と必要な協議を行うこと。
(28) 油を道路、地面等に溢した場合、直ちに油吸着材等で油を回収・清掃するとともに速やかに管理業務の実施者へ通報すること。

第八条＜免責及び損害賠償＞

使用者及び使用関係者が被った損害又は第三者に与えた損害については、管理業務の実施者又はF-REIの責めに帰する事由がある場合を除き、管理業務の実施者又はF-REIは一切の責任を負わない。

２　使用者及び使用関係者が約款及び本規約に違反したことによって被った損害又は第三者に与えた損害については、原因の如何を問わず、管理業務の実施者又はF-REIは一切の責任を負わない。

３　管理業務の実施者により使用の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、若しくは施設等の使用を中止された場合、又は入場を拒否し、若しくは退場若しくは退去を命じられた場合の損害については、管理業務の実施者又はF-REIは一切の責任を負わない。

４　使用者又は使用関係者の機会損失等の得べかりし利益については、管理業務の実施者又はF-REIは一切の責任を負わない。

５　使用者又は使用関係者から取得した情報が不正確であることによって当人又は第三者に生じた損害については、管理業務の実施者又はF-REIは一切の責任を負わない。

６　使用者又は使用関係者が施設等内の施設、設備、備品等を毀損、汚損、紛失させた場

合には、使用者がその損害を賠償しなければならない。

7　使用者又は使用関係者が約款及び本規約に違反したことによって、管理業務の実施者又はF-REIに損害が生じた場合には、使用者がその損害を賠償しなければならない。

第九条<情報の提供>

　施設等を使用時に取得した画像、映像その他の情報について、管理業務の実施者又はF-REIから提供を求められた場合には、機密事項に該当する情報を除き、可能な範囲で協力すること。

2　使用計画書に記載する試験スケジュール、試験区域、ロボット等の種類、機体数及び使用周波数帯の情報については、他の使用者から使用の安全を目的として管理業務の実施者に情報提供の依頼があった場合には、敷地内の安全を確保するため、他の使用者に提供されることがある。なお、特段の事情があって他の使用者に提供できない場合、その旨をあらかじめ申し出ること。

3　使用の安全を図るため、敷地内の他の使用者が使用予定のロボット等の種類、数量及び使用周波数帯（管理業務の実施者が使用計画書により把握し、かつ、提供可能な情報に限る。）について、情報の提供を受けることを希望する場合は、管理業務の実施者に申し出ること。

4　盗難、事故、不審者の侵入、不審物、危険物搬入等保安上の問題を発見した場合、直ちに管理業務の実施者へ連絡すること。

5　施設内において遺失物、拾得物を発見した場合、管理業務の実施者に届け出ること。

第十条<屋外の無人航空機使用に関する事項>

　地上１５０ｍ以上の空域を飛行するなど飛行禁止空域を飛行する場合は、国土交通大臣の許可を受けた上、管理業務の実施者に申請書類一式と許可通知の写しを提出するとともに、原本又は写しを携行すること。

2　夜間飛行、目視外飛行、第三者物件からの距離が３０ｍ未満の飛行、イベント上空飛行、危険物輸送、物件投下など航空法に基づく承認が必要となる飛行を行う場合は、国土交通大臣の承認を受けた上、管理業務の実施者に申請書類一式と許可通知の写しを提出するとともに、原本又は写しを携行すること。

3　無人航空機が敷地内を飛行する場合において、使用の承認のない施設等の３０ｍ以内は、原則、飛行しないこと。なお、使用の承認を受けた施設等を飛行するに当たって、施設毎に飛行可能な具体的な範囲については、別に定める。

4　接近の可能性のある航空機・無人航空機を確認した場合には、無人航空機を飛行させないこと。

5　国土交通省から飛行自粛等の要請があった際には、要請に従うこと。

６　離着陸時には、同伴者や周囲にいる第三者に知らせ安全確認をすること。
７　荒天その他の安全な飛行が確保できない状況となった際には、速やかに飛行を中止すること。
８　敷地内の道路を無人航空機が横断する場合、あらかじめ当該道路部分に注意喚起の看板等を設置し、通行者に注意を促すこと。
９　福島ロボットテストフィールド外周の道路３０ｍ以内で無人航空機を飛行させる場合、近くに監視者を配置し、無人航空機が付近の道路交通の妨げにならないよう無人航空機を誘導する。事故等により支障が生じた場合は、道路交通法上の必要な処置をとること。
10　使用者等の飛行時間や飛行経路に関して他の使用者と個別に調整する必要が生じた場合､これに誠意をもって応じるとともに、双方にとって妥当な解決を目指すものとする。

第十一条 ＜各施設に関する事項＞

　必要に応じ、各施設において別途定める。

第十二条＜協議事項＞

　本規約に定める事項の解釈の疑義及び本規約に定めのない事項が生じた場合には、信義誠実の原則に基づき、管理業務の実施者と協議し、解決を図るものとする。

第十三条＜紛争の解決方法＞

　福島ロボットテストフィールドの使用に関する一切の紛争に関しては、福島ロボットテストフィールドの所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

附　則

　本規約は、令和７年４月１日から施行する。